

## 確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

平成30年8月23日

2. 回答を行った年月日

平成30年9月21日

3. 新事業活動に係る事業の概要

下記の仕様の自転車の輸入販売事業を行うことが検討されている。

<規格・構造>

- ・ 20インチホイール
- ・ スチールフレーム
- ・ 重さ18キログラム
- ・ 長さ1480ミリメートル、幅585ミリメートル、高さ1140ミリメートル
- ・ 3段変速
- ・ 側車を付しておらず、他の車両を牽引していない。
- ・ 乗車装置を備えていない。
- ・ 前後輪に適切な制動装置が取り付けられている。
- ・ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部はない。
- ・ 販売時には、反射板及び警音器を取り付ける予定。

4. 確認の求めの内容

本件自転車が道路交通法第63条の3に規定する「普通自転車」に該当することを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

乗車装置を有しない自転車であっても道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の2第2号ロに定める基準を満たすと解される。よって、本件自転車は道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3及び同法施行規則第9条の2で定める要件を全て満たし、道路交通法上「普通自転車」に該当すると解される。